

大学番号：私553

注3

[平成21年度設置]

計画の区分：研究科の課程の変更

注1

届出

西南学院大学大学院 経済学研究科経済学専攻博士後期課程

注2

## 【届出】設置に係る留意事項実施状況報告書

学校法人 西南学院  
平成24年5月1日現在

作成担当者

担当部局（課）名 大学院課 大学院事務室

職名・氏名 カチョウ キハラ シゲミ  
課長 木原重実

電話番号 092-823-3190

（夜間） 090-823-3368

F A X 092-823-3348

e-mail gra-jimu@seinan-gu.ac.jp

(注) 1 「計画の区分」は届出時基本計画書の「計画の区分」と同様に記載してください。

2 大学院の場合は、表題を「〇〇大学大学院・・・」と記入してください。

届出時から対象学部等の名称変更があった場合には、表題には認可時の旧名称を記載し、その下欄に

( ) 書きにて、現在の名称を記載してください。

例) 〇〇大学 △△学部

(□□学部)

表題は「計画の区分」に従い、記入してください。

例)

・学部の設置の場合：「〇〇大学 △△学部」

・学部の学科の設置の場合：「〇〇大学 △△学部 □□学科」

・短期大学の学科の設置の場合：「〇〇短期大学 △△学科」

・大学院の研究科の設置の場合：「〇〇大学大学院 〇〇研究科」

・通信教育課程の開設の場合：「〇〇大学 △△学部 □□学科（通信教育課程）」

※「留意事項実施状況報告書」の場合は、表題を修正してください。

3 大学番号の欄については、平成24年3月12日付事務連絡「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書」の提出について（依頼）」の別紙に記載のある大学番号を記載してください。

# 目 次

	頁
1 調査対象大学等の概要等	1
2 授業科目の概要	5
3 施設・設備の整備状況, 経費	7
4 既設大学等の状況	8
5 教員組織の状況	9
6 留意事項に対する履行状況等	11
7 その他全般的事項	15
8 資料	23

# 1 調査対象大学等の概要等

## (1) 設置者

学校法人 西南学院

## (2) 大学名

西南学院大学

## (3) 大学の位置

〒814-8511  
福岡県福岡市早良区西新六丁目2番92号

- (注) ・対象学部等の位置が大学本部の位置と異なる場合、本部の位置を( )書きで記入してください。  
 ・対象学部等が複数のキャンパスに所在する場合には、複数のキャンパスの所在地をそれぞれ記載してください。

## (4) 管理運営組織

職名	届出時	変更状況	備考
理事長	( サイトウ スエヒロ ) 齊藤末弘 (平成16年4月)	<del>(テラゾノ ヨシキ)</del> (ヨシダ シゲオ) 寺園喜基 吉田茂生 <del>(平成21年3月)</del> (平成24年3月)	任期満了による交代 平成21年3月19日(21) 任期満了による交代 平成24年3月19日(24)
学長	(ギャーリ ウェイン パークレー) ギャーリ ウェイン パークレー (平成18年12月)		再任 平成22年12月15日(24)
研究科長	( エゾエ ノリアキ ) 江副憲昭 (平成19年7月)	( ナカザワ コウジュ ) 仲澤幸壽 (平成21年7月)	任期満了による交代 平成21年7月1日(22) 再任 平成23年7月1日(24)
学科長等			

- (注) ・「変更状況」は、変更があった場合に記入し、併せて「備考」に変更の理由と変更年月日、報告年度を( )書きで記入してください。

(例) 平成21年度に報告済の内容 → (21)

平成24年度に報告する内容 → (24)

- ・昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更があれば、「変更状況」に赤字にて記載(昨年度までに報告された記載があれば、そこに赤字で見え消し修正)するとともに、上記と同様に、「備考」に変更理由等を記入してください。
- ・大学院の場合には、「職名」を「研究科長」等と修正して記入してください。
- ・「事前伺い」により設置された学部等については、当該項目を記載する必要はありません。

(5) 調査対象研究科等の名称, 定員, 入学者の状況等

- (注) ・ 当該調査対象の学部の学科または研究科の専攻等, 定員を定めている組織ごとに記入してください。  
 ・ 様式は, 平成22年度開設の博士後期課程の場合(平成24年度までの3年間)ですが, 開設年度・修業年限に合わせて作成してください。(修業年限が2年以下の場合には欄を削除し, 4年以上の場合には, 欄を設けてください。)

(5) - ① 調査対象研究科等の名称, 定員

調査対象研究科等の名称(学位)	設置時の計画			備考
	修業年限	入学定員	収容定員	
経済学研究科 経済学専攻 (博士後期課程) 博士(経済学)	3年	3人	9人	基礎となる学部等 経済学部 経済学科 国際経済学科  経済学研究科 経済学専攻 修士課程

- (注) ・ 「備考」に基礎となる学部等の名称を記入してください。  
 ・ 定員を変更した場合は, 「備考」に変更前的人数, 変更年月及び報告年度を( )書きで記入してください。

(5) - ② 調査対象研究科等の入学者の状況

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平均入学定員 超過率	備考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期		
A 入学定員	3人 ( - ) [ - ]	-	3人 ( - ) [ - ]	-	3人 ( - ) [ - ]	-	0倍  平成21年度開設。平成22・23・24年度とも志願者が0であったため。  社会人入試は実施していない。	
志願者数	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]		
受験者数	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]		
合格者数	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]		
B 入学者数	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]	0 ( 0 ) [ - ]	- ( - ) [ - ]		
入学定員超過率 B/A	0		0		0			

- (注) ・ 数字は, 平成24年5月1日現在の数字を記入してください。  
 ・ ( )内には, 社会人の状況について**内数**で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。  
 ・ 「社会人」については, 届出書において貴学が定める社会人の定義に従って記入してください。  
 ・ [ ]内には, 留学生の状況について**内数**で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。  
 ・ 留学生については, 「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により, 我が国の大学(大学院を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。  
 ・ 短期交換留学生など, 定員内に含めていない学生については記入しないでください。  
 ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は, 春季入学とその他の学期(春季入学以外の学期区分を設けている場合)に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は, その他の学期欄は「-」を記入してください。また, その他の学期に入学定員を設けている場合は, 備考欄にその人数を記入してください。  
 ・ 「入学定員超過率」については, **各年度の春季入学とその他を合計した入学定員, 入学者数で算出**してください。なお, 計算の際は**小数点以下第3位を切り捨て, 小数点第2位まで**記入してください。  
 ・ 「平均入学定員超過率」には, 開設年度から提出年度までの入学定員超過率の平均を記入してください。なお, 計算の際は「**入学定員超過率**」と同様にしてください。

(5) -③ 調査対象研究科等の在学者の状況

学 年	平成22年度		平成23年度		平成24年度		備 考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	
1年次	[ - ] 0	[ - ] -	[ - ] 0	[ - ] -	[ - ] 0	[ - ] -	平成21年度開設。平成22・23・24年度ともに志願者が0であったため。
2年次	/		[ - ] 0	[ - ] -	[ - ] 0	[ - ] -	
3年次	/		/		[ - ] 0	[ - ] -	
計	[ - ] 0	[ - ]	[ - ] 0	[ - ]	[ - ] 0	[ - ]	

- (注) ・ 数字は、平成24年5月1日現在の数字を記入してください。
- ・ [ ]内には、留学生の状況について内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。
  - ・ 留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
  - ・ 短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
  - ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「-」を記入してください。また、その他の学期に入学定員を設けている場合は、備考欄にその人数を記入してください。
  - ・ 「計」については、各年度の春季入学とその他の学期を合計した在学者数、留学生数を記入してください。

(5) -④ 調査対象研究科等の退学者等の状況

区分 対象年度	入学者数(b)	退学者数(a)	退学者数(内訳)			主な退学理由	入学者数に 対する退学者数 の割合 (a/b)
			退学した年度	退学者数	退学者数の うち留学生数		
平成21年度 入学者	0人	0人	平成21年度	0人	0人		0%
			平成22年度	0人	0人		
			平成23年度	0人	0人		
			平成24年度	0人	0人		
平成22年度 入学者	0人	0人	平成22年度	0人	0人		0%
			平成23年度	0人	0人		
			平成24年度	0人	0人		
平成23年度 入学者	0人	0人	平成23年度	0人	0人		0%
			平成24年度	0人	0人		
平成24年度 入学者	0人	0人	平成24年度	0人	0人		0%
合 計	0人	0人					0%

(注)・数字は、平成24年5月1日現在の数字を記入してください。

・各年度の入学者数については、該当年度当初に入学した人数を記入してください。(途中で退学者がいた場合でも、その退学者数を減らす必要はありません。)

・各年度の退学者数については、退学年度ごとに記入してください。また、留学生数欄の人数については、退学者数の内数を記入してください。

・留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、我が国の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記入してください。

・「入学者数に対する退学者数の割合」は、【当該対象年度の入学者のうち、平成24年度5月1日現在までに退学した学生数の合計】を、

【当該対象年度の入学者数】で除した割合(%)を記入してください。その際、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください

・「主な退学理由」は、下の項目を参考に記入してください。その際、「就学意欲の低下(○人)」というように、その人数も含めて記入してください。

(記入項目例)・就学意欲の低下 ・学力不足 ・他の教育機関への入学・転学 ・海外留学  
 ・就職 ・学生個人の心身に関する事情 ・家庭の事情 ・除籍 ・その他

## 2 授業科目の概要

<経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程>

### (1) 授業科目表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手	
研究指導	経済学研究指導	1~3通	12			9					

- (注) ・ 届出書の様式第2号(その2の1)に準じて作成してください。  
 ・ 届出時の授業科目全て(兼任、兼担教員が担当する科目を含む。)を黒字で記載してください。その上で、前年度報告時(平成23年度に届出された大学等は届出時)より変更されているものは赤字見え消し修正し、「備考」に赤字で理由・変更年月等を記入してください。  
 なお、昨年度の報告書において赤字で見え消しした部分については、見え消しのまま黒字にしてください。  
 ・ 「配当年次」について、届出時に開講時期を記載する必要がなかった学部等(平成19年度届出以前)についても、届出時の状況を黒字で記入してください。また、前年度報告時より修正があれば、赤字で見え消し修正をしてください。  
 ・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目についても記入してください。

### (2) 授業科目数

認可時の計画				変更状況				備考
必修	選択	自由	計	必修	選択	自由	計	
科目 1			1	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	変更なし

- (注) ・ 未開講である場合や、配当年次に関わらず、教育課程上の授業科目数を記入する(資格に関する課程など、別課程としている授業科目については算入する必要はありません。)とともに、[ ]内に、届出時の計画からの増減を記入してください。(記入例: 1科目減の場合: Δ1)

(3) 未開講科目

番号	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	未開講の理由，代替措置の有無
1	経済学研究指導	12	1~3通		必修	入学者が0であったため
2						
3						

- (注) ・ 届出時の計画にあった授業科目が配当年次に達しているにも関わらず，何らかの理由で未開講となっている授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。  
 ・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目については，記入しないでください。

(4) 廃止科目 該当なし

番号	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	廃止の理由，代替措置の有無
1						
2						
3						

- (注) ・ 届出時の計画にあり，何らかの理由で廃止（教育課程から削除）した授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。

(5) 授業科目を未開講又は廃止としたことに係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

平成24年度入試での志願者がなく、在籍者がいないために未開講となったものであり、特に学生への周知は行っていません。なお、3年連続して志願者がなかったため、社会人入試を新たに実施する等の対策を講じて志願者増を図ることにした。それらの対策の詳細は留意事項の欄に記しているが、現在前期課程在籍中の院生および科目等履修生に後期課程進学希望者が複数いるので、来年度には開講できるものと期待されている。

- (注) ・ 授業科目を未開講又は廃止としたことによる学生の履修への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

(6) 「認可時の計画の授業科目数の計」に対する「未開講科目と廃止科目の計」の割合

$$\frac{\text{未開講科目と廃止科目の計}}{\text{認可時の計画の授業科目数の計}} = \frac{1}{1} = 1$$

- (注) ・ 小数点以下第3位を切り捨て，小数点第2位までを記入してください。

### 3 施設・設備の整備状況、経費

区 分		内 容				備 考					
(1) 校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	運動場の一部は、校舎敷地とは別地（スクールバスで25分、10km）。					
	校舎敷地	73,159.72 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	73,159.72 m <sup>2</sup>						
	運動場用地	151,919.44 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	151,919.44 m <sup>2</sup>						
	小 計	225,079.16 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	225,079.16 m <sup>2</sup>						
	そ の 他	13,894.28 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	13,894.28 m <sup>2</sup>						
合 計	238,973.44 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	238,973.44 m <sup>2</sup>						
(2) 校 舎	専 用	68,446.36 m <sup>2</sup> 68,294.62 m <sup>2</sup> (72,246.76 m <sup>2</sup> )	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	3号館取壊し予定。 その時期については、平成24年8月以降予定。面積については一部を残して取壊すため変更が生じた。(24)					
	( )	( )	( )	( )	( )						
(3) 教 室 等	講 義 室	104 室 115 室	演 習 室	32 室 37 室	実験実習室	29 室 26 室	情報処理学習施設	9 室 (補助職員 29人) (補助職員 31人)	語学学習施設	12 室 6 室 (補助職員 18人) (補助職員 15人)	講義室、演習室、実験実習室の増減は、3号館取壊し及び言語教育センター新築による(24)
	新設学部等の名称	室 数				214 室					
(5) 図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点	電子ジャーナル、機械・器具は全学共通  学生の研究環境を充実させるため、図書（視聴覚教材を含む）を増書した。(24)			
	経済学研究科	80,350 [29,900] (84,303 [32,128]) (82,032 [31,334])	380 [380] ( 720 [379]) ( 681 [374])	6,750 [6,750] (8,942 [8,942]) (8,492 [8,492])	370 ( 345 ) ( 336 )	66 ( 66 )	0 ( 0 )				
	計	80,350 [29,900] (84,303 [32,128]) (82,032 [31,334])	380 [380] ( 720 [379]) ( 681 [374])	6,750 [6,750] (8,942 [8,942]) (8,492 [8,492])	370 ( 345 ) ( 336 )	66 ( 66 )	0 ( 0 )				
(6) 図 書 館	面 積	10,643m <sup>2</sup> 11,307m <sup>2</sup>		閱 覧 座 席 数	808席	収 納 可 能 冊 数	120万冊	前年の面積に誤りがあり、訂正した。(24)			
	7676.19 m <sup>2</sup>	7676.19 m <sup>2</sup>		体育館以外のスポーツ施設の概要							
(7) 体 育 館	テニスコート11面		サッカー場1面								
	アメリカンフットボール場1面		ラグビー場1面								
	陸上競技場1面		アーチェリー場2面								
	弓道場1面		多目的運動場2面								
	野球場1面		ソフトボール場兼多目的運動場1面								
(8) 経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度	共同研究費等の変更については、新たに共同研究育成制度が実施されるため。(24)  図書費には電子ジャーナル、データベースの備費(運用コストを含む)を含む。			
	教員1人当り研究費等	964千円	964千円	図書購入費	7,187千円	7,187千円	7,187千円				
	共同研究費等	5,000千円	15,000千円 5,000千円	設備購入費	千円	千円	千円				
	学生1人当り納付金	第1年次 841千円	第2年次 706千円	第3年次 706千円	第4年次 — 千円	第5年次 — 千円	第6年次 — 千円				
	学生納付金以外の維持方法の概要	手数料収入〔入学検定料収入〕、補助金収入〔私立大学等経常費補助金収入のうち一般補助及び特別補助並びにその他の補助金収入〕、資産運用収入〔預金・債券・信託等の受取利息・配当金収入〕等をもって維持運営する。									

- (注) ・ 届出時の計画を、届出書の様式第2号(その1の1)に準じて作成してください。(複数のキャンパスに分かれている場合、複数の様式に分ける必要はありません。なお、「(1)校地等」及び「(2)校舎」は大学全体の数字を、その他の項目はAC対象学部等の数値を記入してください。)
- ・ 運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は、その旨(所要時間・距離等)を「備考」に記入してください。
  - ・ 「(5)図書・設備」については、上段に完成年度の予定数値を、下段には平成24年5月1日現在の数値を記入してください。
  - ・ 昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては、変更部分を赤字で見え消し修正するとともに、その理由及び報告年度「(24)」を「備考」に赤字で記入してください。  
なお、昨年度の報告において赤字で見え消した部分については、黒字で記入してください。
  - ・ 校舎等建物の計画の変更(校舎又は体育館の総面積の減少、建築計画の遅延)がある場合には、「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。
  - ・ 「事前伺い」により設置された学部等については、当該項目を記載する必要はありません。

4 既設大学等の状況

大学の名称	西南学院大学								備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
神学部 神学科	4	10	—	40	学士(神学)	0.92	昭和41年度	福岡県福岡市	
文学部 英文学科	4	100	—	400	学士(英文学)	1.15	昭和29年度	早良区西新	
外国語学科	4	150	—	600	学士(英語学)、 学士(フランス語)	1.16	昭和40年度	六丁目2番92号	
商学部 商学科	4	150	—	600	学士(商学)	1.15	昭和29年度		
経営学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1.19	昭和41年度		
経済学部 経済学科	4	200	—	800	学士(経済学)	1.16	昭和39年度		
国際経済学科	4	100	—	400	学士(経済学)	1.11	平成17年度		
法学部 法律学科	4	270	—	1,080	学士(法学)	1.15	昭和42年度		
国際関係法学科	4	80	—	320	学士(法学)	1.20	平成4年度		
人間科学部 児童教育学科	4	100	—	400	学士(教育学)	1.15	平成17年度		
社会福祉学科	4	110	3年次 10	600	学士(社会福祉)	1.09	平成17年度		社会福祉学科 平成24年度入学定員 変更に伴う収容定員の変更(24) ・入学定員150人→110人 ・3年次転編入学定員30人→10人 ・収容定員660人→600人
心理学科	4	100	—	400	学士(心理学)	1.37	平成24年度		
国際文化学部 国際文化学科	4	150	—	600	学士(国際文化)	1.18	平成18年度		
大学の名称	〇〇短期大学								備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			

- (注) ・ 本調査の対象となっている大学等の設置者(学校法人等)が、設置している全ての大学の学部、学部の学科、短期大学の学科及び高等専門学校等の学科(A C対象学部等を含む)について、大学、短期大学又は高等専門学校ごとに、平成24年5月1日現在の状況を記入してください。  
(専攻科に係るものについては、記入する必要はありません。)
- ・ 「定員超過率」には、標準修業年限に相当する期間における入学定員に対する入学者の割合の平均の小数点第2位まで(小数点第3位を切り捨て)を、学科(短期大学において専攻課程を設置している場合には、専攻課程)単位で記入してください。
  - ・ 学生募集を停止している学部等がある場合、入学定員と収容定員は「—」とし、「備考」に「平成〇年より学生募集停止」と記入してください。

## 5 教員組織の状況

<経済学研究科 経済学専攻（博士後期課程）>

### (1) 担当教員表

届出時の計画					変更状況					備考
専任・兼任・兼任の別	職名	氏名(年齢)	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼任・兼任の別	職名	氏名(年齢)	就任予定年月	担当授業科目名	
専	教授	江副 憲昭 (65)	平成21年4月	経済学研究指導						
専	教授	仲澤 幸壽 (53)	平成21年4月	経済学研究指導						
専	教授	前田 芳人 (67)	平成21年4月	経済学研究指導	専	教授	小出 秀雄 (40)	平成24年4月	経済学研究指導	平成24年3月 前田 芳人 定年退職のため平成24年4月 小出 秀雄 就任(24)
専	教授	上垣 彰 (58)	平成21年4月	経済学研究指導						
専	教授	村岡 伸秋 (58)	平成21年4月	経済学研究指導						
専	教授	尾上 修悟 (59)	平成21年4月	経済学研究指導						
専	教授	新谷 正彦 (67)	平成21年4月	経済学研究指導	専	教授	吉岡 慎一 (63)	平成24年4月	経済学研究指導	平成24年3月 新谷 正彦 定年退職のため平成24年4月 吉岡 慎一 就任(24)
専	教授	中馬 正博 (54)	平成21年4月	経済学研究指導						
専	教授	花田 洋一郎 (40)	平成21年4月	経済学研究指導						

- (注) ・届出書の様式第3号(その2の1)に準じて作成してください。  
 なお、当該設置に係る研究科等に所属しない教員であって、全学共通、学部共通などの授業科目を担当する教員組織に所属している場合は、〈〇〇研究科 〇〇専攻(〇〇課程)〉の箇所を「共通」とし、表を分けて作成してください。  
 ・後任が決まっていない場合には、「後任未定」と記入してください。  
 ・辞任者は「備考」に退職年月、氏名、理由を記入してください。  
 ・年齢は、「**認可時の計画**」には当該学部等の就任時における満年齢を、「**変更状況**」には平成24年5月1日現在の満年齢を記入してください。  
 ・教員を学年進行中に変更した又は変更する予定の場合(「新規採用」、「担当授業科目の変更」又は「昇格」をいう。)は、変更後の状況を記入するとともに、その理由、後任者が決まっていない場合は、「変更状況」の「氏名」に「後任未定」と記入し、及び今後の採用計画を「備考」に記入してください。  
 ・「事前伺い」により設置された学部等については、当該項目を記載する必要はありません。

### (2) 専任教員数

届出時の計画						変更状況						備考
研究指導教員	研究指導補助教員	計	助手	研究指導教員	研究指導補助教員	計	助手	研究指導教員	研究指導補助教員	計	助手	
9	0	0	0	9	0	9	0	9	0	9	0	変更なし
(9)	(0)	(0)	(0)	(9)	(0)	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	

- (注) ・「届出時の計画」には、届出時に予定されていた完成年度時の人数を記入するとともに、( )内に開設時の状況を記入し、「変更状況」には、平成24年5月1日現在(就任予定の者を含む)の状況を記入するとともに、[ ]内に届出時の計画との増減数を記入してください。(記入例：1名減の場合：△1)

(3) 専任教員辞任等の理由

番 号	職 位	専任教員氏名	辞任（就任辞退を含む）等の理由
1	教授	前田 芳人	平成24年3月 定年退職
2	教授	新谷 正彦	平成24年3月 定年退職
3			

- (注) ・ 届出時の計画からの専任教員の辞任等の理由について、可能な限り具体的に記入してください。  
・ 「事前伺い」により設置された学部等については、当該項目を記載する必要はありません。

(4) 専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

2名の研究指導教員が定年退職したが、新たに2名の研究指導教員が就任しており学生の履修等に関する影響はないと考えている。  
なお、「学生への周知方法」としては、大学院学生便覧、大学院ホームページ等で周知している。

- (注) ・ 上記(3)の教員の辞任等による学生の履修等への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。  
・ 「事前伺い」により設置された学部等については、当該項目を記載する必要はありません。

## 6 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
設置計画履行状況 調査時 (平成24年2月)	<p>「経済学研究科博士後期課程の志願者が、開設後3年間0名であることから、当初の設置構想を抜本的に見直すとともに、当該専攻の在り方について再検討すること。」</p>	<p>西南学院大学大学院経済学研究科博士後期課程に対して、「経済学研究科博士後期課程の志願者が、開設後3年間0名であることから、当初の設置構想を抜本的に見直すとともに、当該専攻の在り方について再検討すること。」との留意事項が平成23年度の調査結果として付けられました。この指摘を真摯に受け止めますとともに、このような結果となりましたことに関し遺憾に存じます。</p> <p>本研究科としましても後期課程志願者を増大させるべく検討を重ねており、まず以下の諸点の改善を行うこととしましたので御報告致します。</p> <p>第1点は、研究指導教員の充実です。平成24年度より本学大学院の担当教員資格要件を変更し、これにともない平成25年度から経済学研究科博士後期課程の研究指導教員も大幅に増員できることになりました。これまでの陣容に加えて、マクロ経済政策、金融論、経済思想史、労働経済学、経済地理学、世界経済論、アメリカ経済論、ヨーロッパ経済論、東南アジア経済論等の研究分野で新たに院生を受け入れることが可能になります。特に、本学の特色である国際経済の分野での充実が要点の1つであり、現在の博士前期課程在学者の要望にも応えるものと期待されます。</p> <p>第2点は、後期課程院生の募集に際して、学位授与までの研究指導プロセスと学位取得要件を明示的に示して、志願者が進学後の研究計画を具体的にイメージできるようにするとともに、指導教授の指導計画も立案し易くします。研究指導のプロセスは、在学期間中に課程博士の学位論文を完成できるようにするためのものであり、おおよそ以下の通りの内容で公表されています。</p>	

		<p>(1) 後期課程1年目を原則として、研究科委員会の認める学術誌又は『大学院経済学論集』に論文を公刊すること。これを第1論文と呼ぶ。これは、多くの場合修士論文を発展させたものになると考えられる。</p> <p>(2) 後期課程2年目を原則として、学会あるいは経済学部学内セミナーまたはそれに準ずる研究会で研究発表を行い、それを基にした論文を研究科委員会の認める学術誌又は『大学院経済学論集』に公刊すること。これを第2論文と呼び、質量ともに第1論文以上のものが要求される。第2論文までの公刊が遅れる場合、以下のプロセスも順次繰り下がる。</p> <p>(3) 第2論文公刊を経て後期課程3年目に指導教授は副査2名を選任し、その2名を加えて公開の学術論文作成中間発表会を必要な回数だけ行わせること。</p> <p>(4) 必要は中間発表の後に指導教授及び副査2名の了承を得た者は、学位論文を提出することができる。</p> <p>(5) 学位論文の文字数は、日本語で60,000字以上、英語では24,000語以上とする。</p> <p>この指導のプロセスでは、学位論文作成の途中から実質的に審査委員が関与することにより、論文の必要な完成度を追求することと実質的な審査とを並行的に行うことが可能になり、在学期間中での学位取得を時間的に容易にします。また、公開発表会を複数回行うことによって、審査の公正さも保たれます。</p> <p>博士（経済学）の学位は、経済学研究科博士前期課程のカリキュラムに則って研究指導12単位以上を修得し、高度で独創的な研究手腕と業績を示した者に授与されます。ここでいう独創性とは、その研究テーマに関する既存の知見又は分析方法になんらかの独自のものを付け加えるか修正することをいいます。その独創的な研究方法が学術上の相当な水準であると評価される結果を得ている場合、高度な研究手腕と業績を示したものと認定します。学位論文の審査基準は、「研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性」、「研究の位置づけと</p>	
--	--	--	--

		<p>貢献内容の明確さ」、「論文の体系的と一貫性」、「文献参照範囲の適切性」、「文章の明瞭さと論旨の明確性」を基準として適正かつ公正に行われます。</p> <p>この過程と要件の公表によって、学位取得までの道筋を見通すことができるようになることから、院生の志願意欲を高める効果が期待されます。</p> <p>第3点は、博士後期課程でも社会人入試を実施することです。現在の大学院の機能として、社会人のより高度な研究能力の習得の要望、あるいは生涯学習の要望に応える必要性があることから、本研究科博士後期課程でも平成25年度の新入生募集から社会人入試を実施することにしました。修士の学位取得後3年以上の社会人経験を有することを応募条件とし、入学試験では社会人経験を通じて研究について生じた考え方等を見ることができるよう、他の入試で必修の外国語と小論文試験との間での選択を可能にします。従来的一般入試、外国人入試に加えて社会人入試を導入することによって、より広い範囲からの志願者の応募が期待されます。</p> <p>以上の3点が、制度上の改善点です。これらの実施により、本研究科の博士後期課程の魅力を高めて、志願者、在籍者の増加を図りたいと考えています。</p> <p>なお、本年度博士前期課程2年目在籍者のうち、東アジアからの留学生2名が入学時点で博士後期課程への進学意欲を強く示していました。また、今年度から将来の後期課程への進学を前提とした社会人の科目等履修生も来ており、既に改善策の効果が見られています。留学生の進学は母国の経済状況等の不確定要素に強く影響されますが、彼らの意欲が維持され、本研究科の後期課程への進学者が現れる可能性が高まっています。</p> <p>申すまでもなく、上記の改善点に限らず、博士後期課程を実質的にスタートさせ発展させていく努力を今後とも継続してまいりますので、より一層の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。</p>	
--	--	---	--

設置計画履行状況 調査時 (23年2月)	・留意事項なし		
設置計画履行状況 調査時 (22年2月)	・留意事項なし		

- (注) ・ 「設置計画履行状況調査時」には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された留意事項に対する履行状況等について具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料があれば添付してください。
- ・ 定員管理に係る留意事項への履行状況については、指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。
  - ・ 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。
  - ・ 「事前伺い」により設置された学部等については、当該項目を記載する必要はありません。

## 7 全般的事項

1. 設置認可申請書の「大学等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の項目に沿って、認可時の計画及びその履行状況等を各項目ごとにA4判1～2枚程度で以下の様式により作成してください。
2. 「設置認可時の計画」欄は、以下の記載の項目(様式の網掛け部分)に関する内容を箇条書き等により簡潔に設置認可申請書から転載してください。
3. 「履行状況」欄については、項目に対する履行状況等を記載するとともに、必要に応じ、履行状況を示すデータ(データ等については、各大学で作成している独自のデータ等を利用することも可能です)を各項目ごとに添付又は転載してください。  
また、記載に当たっては、単に「計画通りに履行している。」等の記載は避け、具体的に記載してください。
4. 認可時の計画から変更が生じている場合は、「履行状況」欄に、その変更箇所を見え消しで記載し、理由も付記してください。
5. 添付資料の該当部分を各項目の履行状況を示すデータとして引用する場合は、資料番号及び参照ページを付記することで、各項目ごとに資料を重複して添付又は転載する必要はありません。

### <経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程>

#### (1) 設置計画事項等

##### ①設置の趣旨及び必要性

届出時の計画	履行状況
<b>教育上の理念、目的</b> 西南学院は、1916(大正5)年に米国南部バプテスト派のキリスト教宣教師C. K. ドージャーによって創立され、キリスト教主義に基づく人間教育を建学の精神とし、地域に根ざす高等教育機関として発展してきている。そのなかで、大学院経済学研究科は、国際社会のグローバル化にともなう内外の経済社会の急速な変化に対応して様々な職業分野での経済学の高度な知識に基づく専門職の養成を目的に、1981(昭和56)年に修士課程を発足させた。開設以来多くの有為の人材を輩出してきたが、近年のさらなる国際的な経済社会の変化と複雑化に適応するため、より高度の専門性を有する人材、特に幅広い視野と総合的な判断力を備えた研究者や中核的な立場を占めうる職業人の養成を目指して、博士後期課程を2009(平成21)年度に発足させ、同時に修士課程を博士前期課程に改組した。博士後期課程においては、博士前期課程で展開している経済学の領域の研究をさらに高度化するために継続性に配慮し、近年の当該専門分野の学術上の方向性や社会的要請を十分に勘案して、高い専門性と創造性豊かで高度な研究能力を有する人材を養成できる教育を理念とし、その理念の実現のために、経済学分野における高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力の習得に加えて、幅広い視野を身に付けるための研究指導を展開する。このような研究指導を遂行することによって、創造性豊かで独創性のある研究を実行できる人材を育成し、行政機関や研究機関等で中核的な役割を担ったり、高等教育機関での質の高い研究教育を実行する者を輩出することが教育上の目的である。	教育上の理念、目的及び養成する人材像を以下の資料等により明示し、届出時の計画通り履行。大学院のホームページでの経済学研究科 ( <a href="http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/subject/05/html">http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/subject/05/html</a> )に以下の概要として掲載。  <b>【資料一覧】</b> ・理念＝大学院ホームページ(資料参照) ( <a href="http://http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/idea/">http://http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/idea/</a> ) ・目的＝大学院学生便覧(資料参照) ・アドミッションポリシー＝大学院学生募集要項(資料参照) ・ディプロマポリシー＝大学院ホームページ(資料参照) ( <a href="http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/diploma-policy/">http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/diploma-policy/</a> ) ・大学院紹介誌＝大学院要覧(添付資料参照) ・大学院ホームページアドレス＝ ( <a href="http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/index.html">http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/index.html</a> )

②教育課程の編成の考え方及び特色

届出時の計画	履行状況
<p><b>(a) 教育課程編成の考え方</b></p> <p>博士後期課程における教育課程編成の基本的な考え方は、前期課程のカリキュラムと合わせて経済学を体系的に習得させるとともに、研究活動を中心とする教育を展開することで、教育上の理念・目的を達成できるようにすることである。具体的には、経済学研究指導12単位を配置し必修としている。研究指導の過程においては、複数の教員による指導体制を整えることにより、密度が高く偏りのない教育を行えるようにし、単位の実質化と課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立を目指すこととしている。</p>	<p>届出時の計画通りに履行。経済学研究指導12単位を3年にわたって修得することを学則で義務付けている。</p>
<p><b>(b) 教育課程編成の特色</b></p> <p>経済学研究指導12単位を3年間にわたって履修することを必修としている。</p>	

③履修指導の方法(入学から卒業までどのように教育するのか)

届出時の計画	履行状況
<p><b>(a) 標準修業年限</b></p> <p>3年。</p>	<p>現在まで在籍者がいないために、成績の分布等の資料は存在しない。標準修業年限や修了要件は届出時のままである。</p>
<p><b>(b) 修了要件</b></p> <p>3年間にわたり経済学研究指導12単位を修得し、学位論文を作成してその審査に合格すること。</p>	
<p><b>(c) 進級要件、履修科目の登録の上限</b></p> <p>各年ごとの経済学研究指導に合格することが進級要件である。後期課程は各年4単位のみである。</p>	
<p><b>(d) 成績評価法、基準</b></p> <p>経済学研究指導に関しては各指導教授が設定してシラバスで公表している基準で成績を認定する。学位論文に関しては、学位論文取扱について明記して公開している基準に基づき、主査と2名の副査による公正な審査及び経済学研究科委員会での判定で評価を確定する。</p>	
<p><b>(e) 既修得単位の認定方法等</b></p> <p>後期課程への編入は想定しておらず、制度は存在しない。</p>	

④各施設、学生の自習室等の考え方

届出時の計画	履行状況
<p><b>(a) 講義・演習室</b></p> <p>大学院棟全体で講義・演習室26室、パソコン教室1室、研究発表会等に利用可能な大学院ホール1室がある。</p>	<p>(a)講義・演習室、(b)自習室、(d)情報設備については、届出時のままで変更はなく、他の研究科の院生と共用している。(c)の図書に関しては、学習研究環境の改善のために2012(平成24)年度までに約9万冊増加させた。</p>
<p><b>(b) 自習室</b></p> <p>大学院棟全体で自習室30室(1室につき6名収容、ネットワーク接続コンセントつき個人用机、椅子、個人用ロッカー、本棚)である。</p>	
<p><b>(c) 図書(データベース等含む)</b></p> <p>全学共用の図書約100万冊。</p>	
<p><b>(d) 情報設備</b></p> <p>大学独自のネットワークシステムSAINSに接続しているパソコン21台がパソコン室にあり、院生は自由に利用できる。</p>	

⑤入学者選抜の概要

届出時の計画	履行状況
<p><b>(a) 入学者選抜の概要</b></p> <p>博士後期課程においては、修士修了者の経済学領域の水準を高めることを目指すので、本学経済学研究科博士前期課程を修了した者及び他大学院において当該専門分野を修了した者並びに社会人を受け入れる。入学者選抜の方法は、学力試験として専門分野及び英語の記述試験とともに、面接による口述試験を課すことにしており、社会人においても同じ選抜方法で対応する。</p>	<p>これまで志願者がなく、入学者もない。具体的な入学者選抜の方法における博士後期課程の志願資格は、修士の学位を有する者及び入学予定日までに修士の学位取得見込みの者あるいは同等の学力を有する者である。試験科目は英語、ドイツ語、フランス語、中国語のうち1か国語（100点・ただし、母語を除く）、専門科目（100点）、③口述試問（200点）でなされる。社会人入試についても届出時には上記と同じ試験を実施するとしていたが、2013（平成25）年度入学者の入試から、社会人経験の有用性をみるために、上記の外国語の試験と小論文試験との間で選択可能になるように変更し、一般入試等と社会人入試を分離した。</p>
<p><b>(b) アドミッション・ポリシー</b></p> <p>博士後期課程に関しては、①高で専門的な経済学の研究者を目指すにふさわしい研究者としての基礎能力と発展性を有し、その資質を示す修士論文等の実績のある者、②専門の研究に邁進する強い意志を有し、良識ある行動のとれる者、の2点を選抜の基準としている。</p>	
<p><b>(c) 社会人受け入れのための具体的方策</b></p> <p>入学試験では特別の配慮はしないが、入学後の研究指導の開講時間に関しては土曜日又は夜間に対応する。</p>	

⑥情報提供

届出時の計画	履行状況
<p><b>○学内（学生・教職員向け）</b> 実施方法</p> <p>経済学研究科博士後期課程発足を大学ホームページ、月報、学内情報誌等に掲載。</p>	<p>大学院HP (<a href="http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/index.html">http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/index.html</a>) に学内外向けの情報を掲載。</p>
<p><b>○学外（受験生・地域社会向け）</b> 実施方法</p> <p>経済学研究科博士後期課程について大学院紹介パンフレット、大学ホームページ、大学院学生募集要項に掲載。大学院進学相談会や大学院オープンキャンパスで広報。</p>	

・大学院オープンキャンパス（進学相談会）は、年2回秋期入試前と春期入試前に開催。参加者数は、各回40～50名程度。

・大学院学生募集要項、大学院要覧等を配付資料としている。  
(添付資料参照)

⑦管理運営の考え方

届出時の計画	
(a) 組織体制	<p>経済学研究科委員会は、不定期であるが、年8回程度は開催されており、入試判定、大学院担当教員資格審査、新たな入試制度の検討等を審議している。</p> <p>・「西南学院大学大学院に関する会議規程」（資料参照）</p>
<p>大学院の運営に関しては、本学の連合教授会と部長会議の下部に位置づけられる大学院委員会（学務部長ならびに各研究科代表者3名で構成）で審議する。経済学研究科には経済学研究科担当専任教員全員で構成される経済学研究科委員会があり、そこで基本的事項を審議し、大学院委員会に上程する。最上位の決定機関は学院理事会である。</p>	
(b) 審議事項	
<p>経済学研究科委員会は、大学院学則の改正、教員人事、学位授与の審査、入試の合否判定、入試制度の変更等を審議する。</p> <p>大学院委員会は、大学院学則改廃、教員人事、学位授与、入試判定及び入試制度の変更の承認等を審議する。</p> <p>大学院学則改廃は、部長会議、連合教授会の審議を経て、理事会の承認が必要である。</p>	

⑧その他(当該年度の状況が以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項ごとの観点に照らして対応状況を説明してください。)

事 項	対 応 状 況
<p>(a) 当該年度の受入学生数が入学定員を著しく下回っている(0.5倍未満)もの</p> <p>【観点】</p> <p>・受入学生数が入学定員を著しく下回っている点を踏まえ、今後の学生募集方法等の改善方策について説明すること(今年度の入試が実施済の場合は、その状況も付記すること)。</p>	<p>経済学研究科博士後期課程については、発足以来完成年度まで志願者が0であり、残念ながら4年目についても志願者がいないという結果になった。そのため、2011(平成23)年度の留意事項として、「当初の設置構想を抜本的に見直すとともに、当該専攻の在り方について再検討すること」との留意事項がつけられた。留意事項がつく以前から志願者のいない状態を改善する方法は経済学研究科内で検討してきたが、実効性のあるものとして、</p> <p>(1) 研究指導分野と担当教員の拡充、(2) 標準修業年限内での学位取得指導プロセスの明確化、(3) 社会人入試の実施という3つの改善方策を決定し実行することとした。</p> <p>以下、各改善策の概要を説明する。</p> <p>本学では2012(平成24)年度より大学院担当教員資格審査内規が見直された。それを受けて、博士後期課程の経済学研究指導担当教員資格に新たに該当することとなった教員の審査を進め、来年度から9分野ほど募集できる分野が拡大する予定である。特に、本学の特色である世界経済関係の充実が図られるので、院生募集にプラスの効果があるものと期待される。</p> <p>2つ目は、後期課程進学者を指導するプロセスを明文化することによって、指導教授が指導計画を立てやすくするだけでなく、進学希望者にも進学後の道筋を示し安心して研究に取り組めるようにするためのものである。具体的には、以下のような段階で研究を進めることを標準とするものである。1年目に、修士論文を発展させた第1論文を作成させ公刊させる。2年目に、それと同等以上の第2論文の研究をさせ、学会又は研究会で発表後公刊させる。このプロセスをこなせた院生には、学位論文をまとめるための研究を開始させると同時に、指導教授以外に副査となる教員2名を選定する。指導教授は、副査も参加する研究会や学会等で必要な回数だけ院生に発表をさせ、3名の教員全員が了解した場合に学位論文を提出することができる。提出された論文は経済学研究科委員会の定めた基準に則り公正に審査される。上記の方法をとることによって、論文の完成度を追求することと審査の準備段階とが同時並行的に進められ、標準修業年限内での学位取得を時間的に容易にするので、学位取得を希望する者の意欲をさらに向上させる効果が期待される。(経済学研究科授与基準に関する申し合わせ=資料参照)</p> <p>3つ目は、社会人を受け入れるに際して、社会人としての経験が研究上有意義に作用する面も考慮して、社会人のより高度な研能力の取得の要望、あるいは生涯学習の要望にも応えるために、社会人入試制度を設けるということである。応募資格としては、当該専門分野での修士号取得後3年以上の社会人経験を有することを原則にしている。選抜方法においては、社会人経験の有意義さを見るための科目として小論文試験を導入し、外国語との間で選択制にしている。受入後は、研究指導を土曜日や夜間に行うとの対応をとり、社会人としての生活を続けながら研究できるよう配慮する。この制度も応募者増加へ寄与するものと期待される。</p> <p>以上の3点が、現段階で実施を決めた改善点である。なお、既に博士の学位取得を希望する社会人が1名科目等履修生として前期課程の授業に参加している。また、現在、前期課程に在籍する東アジアからの留学生2名が後期課程への進学を希望している。上記の改善点に加えて、前期課程の現状からも、次年度には後期課程での研究指導を開始できる可能性が高まっている。</p>

## (2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

### ① 実施体制

#### a 委員会の設置状況

経済学研究科独自のFD委員会はなく、経済学部のFD活動の一環としてなされている。

経済学部FD委員会内規（2007年9月12日制定）

第1条 この内規は、経済学部内に経済学部FD委員会（以下、「FD委員会」という。）をおくことについて定めるものである。

第2条 FD委員会の目的は、経済学部及び大学院経済学研究科における教育改革推進及び授業内容・方法を改善し向上させることにある。

第3条 FD委員会の構成員は、経済学部所属のすべての専任教員からなる。

第4条 FD委員会に委員長と経済学部FD推進委員1名をおく。委員長は学部長が務め、経済学部FD推進委員は委員長以外の専任教員から選出される。

(2) 経済学部FD推進委員の任期は、1年とする。

第5条 経済学部FD推進委員は、FD委員会の運営にあたって委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理を務めるものとする。

第6条 FD委員会は委員長が議長として招集し、第2条の目的を達成するために必要な事項について審議するとともに、その実践に努めるものとする。

第7条 この内規の改廃は、FD委員会の決定事項とする。

#### b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

不定期であり、平均すると年8回程度開催し、概ね8割以上の専任教員が参加している。

#### c 委員会の審議事項等

大学院後期課程に関するものは、2011（平成23）年度にディプロマ・ポリシーと標準修業年限内での学位論文作成指導プロセスを明文化して公開するための審議を行った1回のみである。回数が少ないのは、在籍者がいないためである。

### ② 実施状況 ※実施されている取組を全て記載すること。

#### a 実施内容

- ・ 論文中間発表会、論文最終発表会の開催
- ・ 授業評価アンケート
- ・ 教員相互の授業参観

#### b 実施方法

- ・ 論文中間発表会は前期課程学生の修士論文、後期課程学生の博士論文作成につながる論文の中間報告を毎年秋に行うことにしている。
- ・ 論文最終発表会は、前期課程の学生の修士論文の報告会である。
- ・ 授業評価アンケートは、匿名により事務を通じて実施。
- ・ 教員相互の授業参観は、双方の教員の合意の上で実施することになっている。

#### c 開催状況（教員の参加状況含む）

経済学研究科後期課程においては在籍者がいないため、実施されたことがない。

#### d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

在籍者がいないために、特になされていない。

### ③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

#### a 実施の有無及び実施時期

制度的には実施できるが、在籍者がいないために未実施である。

#### b 教員や学生への公開状況、方法等

システム上は公開できるが、在籍者がいないために未実施である。

### (3) 自己点検・評価等に関する事項

#### ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

大学院学則に定めた経済学研究科の目的は以下の通りである。

「経済学研究科博士課程（前期及び後期）は、国際社会のグローバル化に伴い国内社会の将来像が急速に不確実化する中、様々な職業分野で経済に関する高度な専門知識に基づく意思決定が求められる時代的要請に応えるため、経済理論、経済政策及び国際経済に関する幅広く深い学識の涵養を図り、研究職を含む高度専門職を担う優秀な人材を養成する。」

経済学研究科は、1981（昭和56）年4月の修士課程開設以来、経済学のそれぞれの専門分野における高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力の養成を主たる理念・目的として運営してきた。さらに、2009（平成21）年4月から、今日的課題に対応できる高度な専門知識と研究能力を有した研究者及び高度専門職業人の養成を目的に、経済学研究科博士課程として課程変更した。博士後期課程（1学年定員3名）は、開設後まだ在籍者はいない状況であるが、博士前期課程と後期課程を整えたことにより、経済学分野における高度専門職業人養成と研究者養成及び社会人のより高度な勉学意欲への対応という理念・目的を達成するための体制が確立したと言える。2011（平成23）年度までに83名の修士修了者を輩出し、修了生は社会の様々な経済分野で活躍している。この実績をさらに高度に発展させるために、博士後期課程での学位取得者の輩出が待たれるところである。

#### ② 自己点検・評価報告書

##### a 公表（予定）時期

・2011（平成23）年4月1日公表、次回は2014（平成26）年度に公表を予定している。

##### b 公表方法

・自己点検・評価報告書を大学ホームページ上に公開する。

#### ③ 認証評価を受ける計画

・2010（平成22）年度に大学基準協会による大学評価（認証評価）を申請し、適合の認定を受けた。

・2016（平成28）年度に大学基準協会による大学評価（認証評価）を受ける予定で、学内で検討中である。

#### (4) 情報公表に関する事項

##### ○ 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 ( 有 ・ 無 )
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) ( 2012 (平成24) 年 7月 1日 頃予定 )

- (注) 1 項目は、1～6の項目により記入した事項以外で、認可時の計画より変更のあったもの(未実施を含む。)及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
- 2 記入事項は、原則として、設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。(記入例参照)
- 3 「(3) 自己点検・評価等に関する事項」については、認可時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。また、「A 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、積極的な評価を行う場合、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。  
記入方法は、欄内には(別紙のとおり)とし、A 4版1枚程度で作成した別紙を添付してください。  
なお、「B 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。
- 4 現在は未公表であり、今後公表を予定している場合は、公表後の取扱いについて記入してください。

## 8 資料

### ○西南学院大学大学院に関する会議規程

1984(昭和59)年3月12日  
制定

(目的)

第1条 この規程は、大学規程第61条に基づき、大学院委員会、研究科委員会及び専攻委員会について定める。

(大学院委員会)

第2条 大学院に大学院委員会を置き、委員長は学務部長が、これを兼ねる。

2 大学院委員会は、研究科長及び各研究科において選出されたそれぞれ2名の委員をもって構成する。

第3条 大学院委員会は、委員長がこれを招集してその議長となる。

委員長に事故があるときは、各研究科長の協議により大学院委員会招集権者を定め、その者が議長となる。

2 大学院委員会を招集するには、会の当日から少なくとも3日前に、会の日時、場所及び議題を示して構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第4条 大学院委員会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、第6条第1号ないし第4号に関する審議については、3分の2以上の出席がなければならない。

第5条 大学院委員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第6条第1号ないし第3号の議決については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6条 大学院委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 学務部長の推薦
- (2) 大学院学則及び規則の改廃に関する事項
- (3) 大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項
- (4) 学位授与の承認に関する事項
- (5) その他大学院に関する重要な事項

(研究科委員会)

第7条 研究科に研究科委員会を置き、その研究科に所属する専任の教授又は准教授をもって構成する。

第8条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集してその議長となる。研究科長に事故があるときは、研究科委員の互選によって、定めた者がこれに代わる。

2 研究科委員会を招集するには、会の当日から少なくとも3日前に、会の日時、場所及び議題を示して構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第9条 研究科委員会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。  
ただし、第11条第1号ないし第6号に関する審議については、3分の2以上の出席がなければならない。

第10条 研究科委員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第11条第1号ないし第3号の議決については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、第4号については西南学院大学学位規則第9条第2項又は第20条第2項による。

第11条 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を処理する。

- (1) 研究科長の推薦
- (2) 大学院学則の改正に関する事項
- (3) 大学院担当教員の資格審査に関する事項
- (4) 学位審査に関する事項
- (5) 大学院委員の推薦
- (6) 専攻主任の承認
- (7) 学科課程に関する事項
- (8) 学生の入学、退学、休学、復学、課程の終了に関する事項
- (9) その他研究科に関する事項  
(専攻委員会)

第12条 複数の専攻を有する研究科には、各専攻にそれぞれ専攻委員会を置き、その専攻に所属する専任の教授又は准教授をもって構成する。

第13条 専攻委員会は、専攻主任がこれを招集してその議長となる。専攻主任に事故があるときは、専攻委員の互選によって定めた者がこれに代わる。

2 専攻委員会を招集するには、会の当日から少なくとも3日前に、会の日時、場所及び議題を示して構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第14条 専攻委員会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。  
ただし、第16条第1号ないし第4号に関する審議については、3分の2以上の出席がなければならない。

第15条 専攻委員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第16条第1号ないし第3号の議決については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、第4号については西南学院大学学位規則第9条第2項又は第20条第2項を準用する。

第16条 専攻委員会は、当該専攻に関する次の事項を処理する。

- (1) 専攻主任の推薦
- (2) 大学院学則の改正に関する事項の立案
- (3) 大学院担当教員の資格審査に関する事項の立案
- (4) 学位審査に関する事項の立案
- (5) 学科課程に関する事項の立案
- (6) 学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項の

## 立案

### (7) その他専攻に関する事項

(所管部署)

第17条 この規程に関する事務は、大学院課大学院事務室の所管とする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、部長会議が行う。  
付 則

この規程は、1984年(昭和59年)4月1日から施行する。

了解事項

#### 1 第6条第1号の了解事項

- (1) 学務部長の任期満了により次期学務部長を推薦する会議は、現学務部長が招集権者となり、次期大学院委員で構成する。
- (2) 推薦は、選挙により行う。
- (3) 選挙は、次期各研究科長を被選挙権者とし、直接かつ単記、無記名の投票によって行い、3分の2以上の得票者をもって当選者とする。この場合において、学務部長は部長会議構成員となるため、次期各研究科長のうち就任日に満65歳以上の者は、被選挙権者から除外するものとする。
- (4) 投票者の3分の2以上の得票者のないことが2回に及んだときは、第2回目の投票による上位2名(同数の得票者が3名以上あるときは、それらの者について抽せんを行い、上位2名を定める。)につき決選投票を行う。決選投票において投票数が同じであった場合は、抽せんによって当選者を定める。
- (5) 推薦は、当選者の受諾によって確定する。ただし、当選者が辞退したときは、あらためて次期学務部長を推薦する会議で選挙を行う。
- (6) 開票の立会は、次期大学院委員のうちから選出された立会人2名がこれを行う。

#### 2 (削除)

附 則

この改正規程は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

○西南学院大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程  
2007(平成19)年5月22日  
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、西南学院大学大学院(以下「大学院」という。)における授業の内容及び方法を改善し向上させるための組織的な取組(ファカルティ・ディベロップメント)(以下「FD」という。)を推進することを目的として設置する大学院FD委員会(以下「委員会」という。)の組織及び活動に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(委員会の活動)

第2条 委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) FDに関する基本方針の策定
- (2) FDに関する施策及び企画の検討及び立案
- (3) FD活動の点検及び評価
- (4) FDに関する情報の収集及び提供
- (5) その他FD推進のための諸活動

2 委員会は、適宜、大学院委員会において、その活動内容について報告を行うものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、各研究科長(専攻主任を含む。)とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長は、学務部長がこれを兼ねる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

3 委員長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(所管部署)

第6条 この規程に関する事務は、大学院事務室の所管とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、部長会議が行う。

附 則

この規程は、2007(平成19)年5月22日から施行し、2007(平成19)年4月1日から適用する。

## 理念

本学大学院は、1971(昭和46)年の法学研究科修士課程設置に始まり、以来、経営学研究科修士課程、文学研究科修士課程(英文学専攻・フランス文学専攻)を設置、これらは博士課程へと成長しました。その後、経済学研究科修士課程を設置、1997(平成9)年には文学研究科に国際文化専攻修士課程を増設し、同専攻は、後に博士課程へ成長、2006(平成18)年度には国際文化研究科として独立しました。また、2005(平成17)年度から、新たに神学研究科修士課程、人間科学研究科修士課程を開設し、両研究科も2007(平成19)年度には博士課程へと成長いたしました。さらに、2009(平成21)年度には経済学研究科に博士課程を開設して、これですべての研究科・専攻が博士課程となり、これらの新設、改組により、本学では全学部に大学院が接続いたしました。

本学大学院は、優れた教授陣、高学歴化、専門教育の国際化、弾力化といった時代と社会の要請に即応した授業科目、特徴のある講義室や充実した図書館、自習室やパソコン利用環境などを完備し、大学院生に対して教育・研究環境の整備充実に努めています。

大学院での勉学は、自己の研究意欲に忠実であることが基本となります。自ら研究テーマを設定して多くの文献や研究書等を読破し、研究計画を立てそれを実行する。その自立の精神によって大学院の勉学・研究は成立します。指導にあたる教職員一人ひとり、そのための全面的なサポートを惜しみません。

現在、7研究科8専攻を有する文科系総合大学院である本学大学院は、多数の研究者や高度専門的職業人をこれまで多数輩出しています。

自らの探究心を進め、より高い豊かな学識を得たい人々を西南学院大学大学院は心から歓迎します。

## 目的

### 経済学研究科

経済学研究科博士課程(前期及び後期)は、国際社会のグローバル化に伴い国内社会の将来像が急速に不確実化する中、様々な職業分野で経済に関する高度な専門的知識に基づく意思決定が求められる時代的要請に応えるため、経済理論、経済政策及び国際経済に関する幅広く深い学識の涵養を図り、研究職を含む高度専門職を担う優秀な人材を養成する。

## アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)

### 【経済学研究科】

経済学研究科は、本学の建学の精神を理解し、以下に掲げるような資質を有する人材を国内外から受け入れます。

#### 〔博士前期課程〕

- 1 現実経済の研究者あるいは高度な職業人を目指すにふさわしい経済学の基礎学力と国際性を有する人
- 2 社会問題への強い関心と探究心を有し、知的好奇心の旺盛な人
- 3 社会人としての良識を堅持している人

#### 〔博士後期課程〕

- 1 高度で専門的な経済学の研究者を目指すにふさわしい研究者としての基礎的能力と発展性を有し、その資質を示す修士論文等の実績のある人
- 2 専門の研究に邁進する強い意志を有し、良識ある行動のとれる人

## ディプロマポリシー(修了判定・学位授与の方針)

### 【経済学研究科】

経済学研究科では、客観的な基準と公正かつ公開された手続と評価システムに則って、修士論文または博士論文を評価し学位を認定します。評価基準は以下の通りです。

#### 〔博士前期課程(修士)〕

修士(経済学)の学位は、経済学研究科博士前期課程のカリキュラムに則って所定の単位を修得するとともに、修士の学位にふさわしい経済学上の知識、経済問題発見の能力、その問題を分析する際の経済学的知見の応用力、得られた結果を明瞭に伝達する能力を備えた者に授与する。修士論文の審査は、「研究分野に関する知識の適切性」、「研究テーマおよび研究内容の適切性」、「論旨の明瞭さと文章の完成度」を基準として、適正かつ公正に行うものとする。その公正さを保つために、論文提出前に公開の発表会を行わなければならない。

#### 〔博士後期課程(博士)〕

博士(経済学)の学位は、経済学研究科博士前期課程のカリキュラムに則って研究指導 12 単位以上を修得し、高度で独創的な研究手腕と業績を示した者に授与する。ここでいう独創性とは、その研究テーマに関する既存の知見又は分析方法になんらかの独自のものを付け加えるか修正することをいう。その独創的な研究方法が学術上の相当な水準であると評価される結果を得ている場合、高度な研究手腕と業績を示したものと認定する。学位論文の審査基準は、「研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性」、「研究の位置づけと貢献内容の明確さ」、「論文の体系性と一貫性」、「文献参照範囲の適切性」、「文章の明瞭さと論旨の明確性」を基準として適正かつ公正に行うものとする。

なお、学位論文提出までの標準的なプロセスは以下の通りとする。標準修業年限は3年間であり、最長でも6年までである。

- (1)後期課程 1 年目を原則として、研究科委員会の認める学術誌又は『大学院経済学論集』に論文を公刊する。これを第 1 論文と呼ぶ。
- (2)後期課程 2 年目を原則として、学会あるいは経済学部学内セミナーまたはそれに準ずる研究会で研究発表を行い、それを基にした論文を研究科委員会の認める学術誌又は『大学院経済学論集』に公刊する。これを第 2 論文と呼ぶ。第 2 論文までの公刊が遅れる場合、以下のプロセスも順次繰り下がる。
- (3)第 2 論文公刊を経て後期課程 3 年目に指導教授は副査 2 名を選任し、その 2 名を加えて公開の学術論文作成中間発表会を必要な回数だけ行わせる。
- (4)(3)の中間発表の後に指導教授及び副査 2 名の上承を得た者は、学位論文を提出することができる。
- (5)学位論文の文字数は、日本語で 60,000 字以上、英語では 24,000 語以上とする。

## 経済学研究科学位授与基準に関する申し合わせ

( 趣旨 )

第1条 本学大学院経済学研究科における修士および博士の学位認定の手続きについては、西南学院大学学位規則(以下、学位規則)の定めるもののほか、この申し合わせによる。

( 修士論文の申請資格 )

第2条 修士の学位を申請できる者は、学位規則第4条に定めるところによる。

2 修士の学位を申請する者は、学位論文提出前に研究内容に関して指導教授及び下記の審査委員を含む複数の教員から事前評価を受け、その後指導教授から修士論文提出の許可を受けるものとする。

( 修士論文の審査委員会 )

第3条 修士論文の審査及び最終試験は、経済学研究科委員会(以下、研究科委員会)において選出された3名以上の教授からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めるときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員を審査委員に加えることができる。

( 修士論文発表会の公開 )

第4条 修士の学位の申請者は、論文内容の口述発表会を公開で行うものとする。

( 修士論文の評価基準等 )

第5条 審査委員会は、提出された修士論文について査読を行い、その後最終試験にあたる口頭試問を実施し、合議によって評価を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の評価報告に基づいて、研究科委員会が修士の学位認定の判定を行う。

3 提出された修士論文の審査および最終試験については、西南学院大学大学院学則に定める経済学研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な評価項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

- ① 研究分野に関する知識の適切性
- ② 研究テーマおよび研究内容の適切性
- ③ 論旨の明瞭さと文章の完成度

( 博士論文の申請資格 )

第6条 博士の学位を申請できる者は、学位規則第14条及び第22条に定めるところによる。

2 博士の学位を申請する者は、学位論文提出前に研究内容に関して、指導教授及び下記の審査委員を含む複数の教員から事前評価を受け、その後指導教授から博士論文提出の許可を受けるものとする。

( 博士論文の審査委員会 )

第7条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の教授からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めるときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員を審査委員に加えることができる。

( 博士論文発表会の公開 )

第8条 博士の学位の申請者は、論文内容の口述発表会を公開で行うものとする。

( 博士論文の評価基準等 )

第9条 審査委員会は、提出された博士論文について査読を行い、その後最終試験にあ

たる口頭試問を実施し、合議によって評価を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の評価報告にも続いて、研究科委員会が博士の学位認定の判定を行う。

3 提出された博士論文の審査及び最終試験については、西南学院大学大学院学則に定

める経済学研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な評価項目として、公正かつ

慎重に行うものとする。

① 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性

② 研究の位置づけと貢献内容の明確さ

③ 論文の体系性と一貫性

④ 文献参照範囲の適切性

⑤ 文章の明瞭さと論旨の明確性

( 審査結果の公表 )

第10条 博士論文の最終判定および評価報告書の内容は、決定後すみやかに公表する

ものとする。

( 申し合わせの改廃 )

第11条 この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が行うも

のとする。

附 則

この申し合わせは、2010 ( 平成 22 ) 年 4 月 1 日から施行する。